

児童福祉施設最低基準の一部改正について

第2 保育所の設備基準について (最低基準第32条第8号)

1 総則

(1)	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 1 階に設ける場合については、
	従前と変わりないこと。
(2)	保育室等は、特別理由のない場合は、1 階に設けることが望ましいこと。
	なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必
	要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を 2 階以上に設ける場合は、乳幼児の特
	殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、最低基準第 6 条による避難訓練の実施、消
	防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。
	また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、最低基準
	第6条第1項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること
(3)	保育室等 2 階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについ
	て最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。
(4)	保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、
	通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこ
	と。

2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) イ について 保育所の建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又 は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く。)であることを要し、 従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によることは認められないこ と。 (2)ロ について (ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ず る設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 (イ) (ア) の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又 は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条 第1項の場合は、併せて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造 とする必要があること。 (ウ) (イ) の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な 侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バル



コニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されている こと。

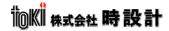
- ・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、 開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で 造ること。
- ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第 112 条第 14 項第 2 号に規定する構造の特定防火設備を設けること。
- (エ) 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行について」 (平成5年住指発第225号・住街発第94号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知)等を踏まえ、 次の要件を満たす構造とする必要があること。
 - ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。
 - ・バルコニーは十分に外気に開放すること。
 - ・バルコニーの待避に利用する各部分から 2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
 - ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m以上、高さは 1.8m以上、下端の床面から高さは 0.15m以下とすること。
 - ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね 1/8 以上とし、幅員概ね 3.5m以上の道路又は空地に面すること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため建築基準法施行令 第 120 条及び第 121 条に基づき、原則として保育室等から 50m以内に直通階段が設置されていなけ ればならないこと。

- (オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に最低 基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。
- (カ) 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。
- (キ)屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。
- (ク) 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。

(3) へ について

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため 金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行えないようにする等の設備が必要であること。 また、階段については、乳幼児が一人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、 乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って 乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。



3 保育室を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) 口 について

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。 また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以 上設ける必要があること。

(イ) (ア) の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項 各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、2の(2)(イ) 及び(ウ)と同様であることに留意すること。

(ウ)屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

(2) ハ について

(ア) 階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段附近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。

(イ) 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち一つの階段に至る距離は、 30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離ではなく、歩行距離をい うものであり、実際の測定は保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。

(ウ) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること

(3) = について

(ア)類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、最低基準第6条第2項に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育室の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(イ) スプリンクラー設備については、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」(昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知)に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。



時設計は園舎設計、保育園、幼稚園、認定こども園の園舎設計を専門でおこなっています。 安心こども基金、補助金、交付金、入札情報について詳しいご説明・ご相談をいたします。



東京本社

〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-12-11 アヅマビル TEL 03-3661-3673 FAX 03-3661-8376 E-mail <u>info@tokisekkei.co.jp</u>

九州営業所

〒896-1108 熊本県菊池郡菊陽町光の森 7-42-8 トミーマンション光の森 102-A 号

TEL: 096-233-3191 FAX: 096-285-426

沖縄営業所

〒901-0155 沖縄県那覇市金城 2-11-4 エナジーワン 302